

鳥獣被害防止総合対策交付金

【9, 500 (9, 500) 百万円】

対策のポイント

野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵等の整備等の鳥獣被害防止対策を総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・野生鳥獣の生息分布域が拡大し、農作物被害金額は年間約200億円となっています。
- ・野生鳥獣による被害は、経済的被害のみならず、営農意欲の減退や不作付地の増加をもたらす一因ともなっており、鳥獣被害防止対策が必要不可欠となっています。
- ・特に、24年3月に鳥獣被害防止特措法が改正されたことを踏まえ、鳥獣被害対策実施隊の設置促進・活動強化や、効率的・効果的な対策をさらに推進する必要があります。
- ・このため、捕獲をはじめとする被害防止活動の担い手である鳥獣被害対策実施隊に対する重点的支援を行うことが重要です。
- ・また、行政区域を越えて移動する鳥獣に対する広域的に連携した取組、地域の指導者の育成や捕獲鳥獣の食肉利用の促進等の対策を推進することが必要です。
- ・更に、捕獲活動の更なる強化や地域の実情に応じたきめ細やかな侵入防止による集中的かつ効果的な被害対策を緊急的に実施することが必要です。

政策目標

事業実施地区における事業効果（鳥獣による被害金額の低減等）
247億円

<主な内容>

○ 地域ぐるみの鳥獣被害防止の取組に対する支援

鳥獣被害対策実施隊による捕獲や追い払いをはじめとした地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害防止のための取組に支援します。

また、県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策の取組や人材育成に加え、新たに、都道府県が主導して行う広域捕獲活動等の取組に支援します。

鳥獣被害防止総合対策交付金 9, 500 (9, 500) 百万円
補助率：1／2以内等
事業実施主体：地域協議会、民間団体等

(関連対策)

○ 緊急捕獲活動や侵入防止柵の取組に対する支援（24年度補正予算）

都道府県段階で基金を造成した上で、通常の捕獲目標等を強化した「緊急捕獲等計画」に基づく以下の取組を継続的に支援します。

- (1) 野生鳥獣の緊急捕獲活動の支援（捕獲した者への頭数に応じた捕獲活動経費の助成、捕獲個体の焼却等処理の支援）
- (2) 地域における侵入防止柵の機能向上の支援

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策 12, 938 百万円
補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：地域協議会等

お問い合わせ先：

生産局農業環境対策課鳥獣災害対策室（03-3591-4958(直)）

鳥獣被害防止総合対策

○野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵等の整備等の鳥獣被害防止対策を総合的に支援します。

【鳥獣被害防止総合対策交付金 9,500(9,500)百万円】

鳥獣被害防止の取組に対する支援

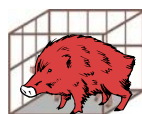
1 ソフト対策

【1,698百万円 うち県域を越える広域協議会分131百万円】

【事業内容】

○ 鳥獣被害対策実施隊等による地域ぐるみの被害防止活動

- ・ 発信器を活用した生息調査
- ・ 捕獲機材の導入
- ・ 鳥獣の捕獲・追い払い
- ・ 放任果樹の除去
- ・ 緩衝帯の整備
- ・ 捕獲に関する専門家の育成支援 等



捕獲機材の導入



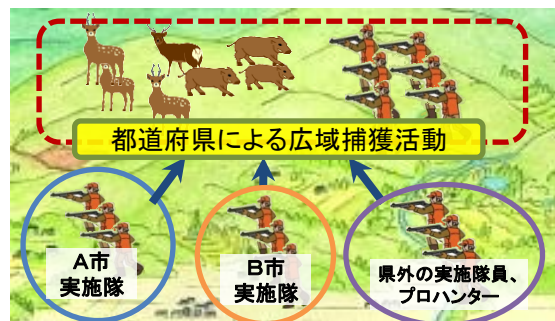
緩衝帯の整備



実施隊への研修

○ 都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動

○ 鳥獣被害防止活動の地域リーダーや捕獲鳥獣の食肉利用の専門家の研修等



【事業実施主体】

地域協議会等

※地域協議会の取組については侵入防止、個体数調整、生息環境整備の複数の対策を実施する地域を事業対象とする(ハード対策も同)。

【補助率】

1/2以内等

※ 鳥獣被害対策実施隊が中心となって行う取組や実施隊の活動強化のための取組、新規地区の取組は、定額(市町村当たり原則 2百万円以内)

2 ハード対策

【7,802百万円 うち県域を越える広域協議会分272百万円】

【事業内容】

- 侵入防止柵等の被害防止施設※
- 捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設
- 焼却施設等

【事業実施主体】

地域協議会、地域協議会の構成員



侵入防止柵

【補助率】

1/2以内(条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内)

※ 侵入防止柵の自力施工を行う場合に、資材費相当分の定額補助が可能